

熊本市公報(契約)

第 1 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局契約監理部契約政策課
発行日 平成 29 年 1 月 4 日

目 次

○入札公告（熊本市例規集システム更新等業務委託）	1
○落札者等の公示（収集支援システム機器等賃貸借）	8

契 約 公 告 第 1 号
平 成 2 9 年 1 月 4 日

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式による選定手続（以下「選定手続」という。）を実施する。

については、次のとおり技術提案書の提出を募集する。

熊本市長 大 西 一 史

1 選定手続に付する事項

(1) 業務委託名 熊本市例規集システム更新等業務委託

(2) 業務概要

ア 次の機能を有する例規集システム（以下「システム」という。）への更新

検索・閲覧・出力機能、管理機能

イ システムの更新に付随する次の業務

データの移行、紙例規集の作成、外部公開用データの作成、法令の検索・閲覧等のサービスの提供、マニュアルの作成等

ウ システムの運用に係る次の業務

サーバの提供管理、データの更新、紙例規集の更新、システムの保守・運用支援

※ 詳細は、基本仕様書に定めるとおり。

(3) 履行場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

(4) 履行期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限額 36,955,000 円（契約期間を通じた合計額。消費税及び地方消費税を含む。）

※ この上限額は、契約額や許容価格を示すものではない。

※ 支払時期は、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度とし、支払額は契約額を按分して行う予定

2 担当部局

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局行政管理部法制課（以下「法制課」という。）

電 話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 3 7 6（直通）

メールアドレス housei@city.kumamoto.lg.jp

3 受託候補者の選定方法

この業務は、公募に応じて参加表明書を提出した者のうち参加資格を満たすものに技術提案書の提出を求め、本市にとって最適と認められる提案を行った者を受託候補者として選定する方法（公募型プロポーザル方式）による。

4 選定手続の参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第 1 分類「情報処理業務」での登録（業種 No 17-1 から No 17-4 までのいずれかへの登録で可）をしていること。
- (2) 平成 29・30 年度業務委託契約等入札参加資格申請を提出し、受理されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (6) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (8) 業として本件選定手続に付する契約に係る業務を営んでいること。

5 選定手続への参加手続等

- (1) 参加表明書等、基本仕様書、11(3)の実施要領等の交付期間及び方法
 - ア 交付期間は、平成 29 年 1 月 4 日（水）から平成 29 年 1 月 24 日（火）までとする。
 - イ 関係書類は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は法制課で配布する（法制課での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。
 - ウ 関係書類の郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は、行わない。
 - エ 関係書類の法制課での配布は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - オ 熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。
 - カ 基本仕様書等の設計図書については、ヒアリングの実施日（11(1)参照）までの間、法制課において閲覧に供する。
- (2) 参加表明書等の提出方法等
選定手続への参加希望者は、参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、選定手続参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。なお、

提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 参加表明書（様式第 1 号）
- (イ) 選定手続参加資格審査調書（様式第 2 号）
- (ウ) 会社等概要書（様式第 3 号）

イ 提出期限

平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 5 時まで

※ 郵送する場合は、平成 29 年 1 月 24 日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参の場合

法制課

- (イ) 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）の場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市総務局行政管理部法制課）宛

※ 封筒の表面に「熊本市例規集システム更新等業務委託」及び「参加表明書在中」と明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 参加表明書等は、提出日現在における状況について記載すること。

- (イ) 参加表明書を提出した後、都合により選定手続への参加を辞退したい場合は、その旨を市長宛書面により提出すること。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、選定手続に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

- (ア) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 5(2)カ(イ)a の部局において配布する（配布については、休日を除く。）。配布時間は、午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は、行わない。

- (イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「ヒアリングの予定年月日」を明記すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、

正午から午後 1 時までを除く。)

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 4 時まで。郵送する場合は、平成 29 年 1 月 24 日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は、日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号 マスミューチュアル生命ビル 2 階
熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

b 郵送の場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

(3) 参加資格の確認

ア 参加資格の確認については、参加表明書の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。

イ 結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 選定手続に係る説明会

選定手続に係る説明会は、実施しない。

8 実施要領、基本仕様書等に対する質問

(1) 実施要領又は基本仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問書（様式第 4 号）を提出すること。

ア 提出方法

持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。なお、ファックス又は電子メールにより提出した場合は、必ず着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

平成 29 年 1 月 4 日（水）から平成 29 年 1 月 24 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出先

法制課

- (2) (1)の質問書に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者に対してファックス又は電子メールにて送付するほか、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成 29 年 2 月 1 日 (水) までに開始し、平成 29 年 2 月 10 日 (金) までとする (休日を除く。)

イ 閲覧場所

法制課

9 参加者が 1 者である場合の措置

選定手続に参加する者が 1 者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る選定手続参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 技術提案書等の提出

5(3)により参加資格があると確認された旨の通知があった者は、次に定める方法に従い、技術提案書及び添付書類 (以下「技術提案書等」という。) を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 技術提案書・表紙 (様式第 5 号)

イ 技術提案書・個別 (様式第 6 号)

ウ 参考見積書 (様式第 7 号)

エ 改正文自動生成機能に関する調書 (様式第 8 号) ※例規の起案機能を提案する場合に限る。

オ 同種のシステムに関する実績調書 (様式第 9 号) ※同種のシステムに関する実績を提案する場合に限る。

※ 詳細は、基本仕様書及び 11(3)の実施要領を参照のこと。

(2) 提出期間

平成 29 年 1 月 26 日 (木) から平成 29 年 2 月 10 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで (休日を除く。)

(3) 提出部数

6 部 (正本 1 部、副本 5 部) とする。ただし、同種のシステムに関する実績調書 (様式第 10 号) については、1 部とする。

(4) 提出先

ア 持参の場合

法制課

イ 郵送 (一般書留又は簡易書留に限る。) の場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長 (熊本市総務局行政管理部法制課) 宛

※ 封筒の表面に「熊本市例規集システム更新等業務委託」及び「技術提案書在中」と明記すること。

(5) 留意事項

- ア 技術提案書等は、提出日現在における状況について記載すること。
- イ 押印が必要な書類については、正本に契約締結権者（委任状を提出している場合は、受任者）印を押印するものとし、副本は複写で可とする。

1 1 受託候補者の選定方法**(1) ヒアリングの実施**

- ア 技術提案書等を提出した者 1 者につき 1 時間（機材の設置に要する時間を除く。）程度、本市の設置する熊本市例規集システム更新等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員によるヒアリングを実施する。
- イ ヒアリングでは、参加者による説明（概ね 30 分程度）、選定委員会の委員による質疑（概ね 30 分程度）を行う。
- ウ 当日のシステムのプレゼンテーション又はデモンストレーションの実施に必要な機材等は、参加者が準備すること。また、審査のため、システムのマニュアル及び紙例規集のサンプルを持参すること（これら以外の追加資料等の持参は認めない。）。
- エ ヒアリングの実施は、平成 29 年 2 月 20 日ごろを予定している。詳細な日時、場所等については、後日別途通知する。
- オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、失格とする。

(2) 審査方法

- ア 選定委員会において、10 により提出された技術提案書等及び 11(1)により実施したヒアリングについて、(3)に示す実施要領に定める評価項目及び評価基準等に基づき審査を行う。
- イ 参考見積書の記載金額が 1(5)の提案上限額を超えている場合は、当該参加者を失格とし、技術提案書等の審査を行わない。
- ウ 技術提案に当たり、参加者において本市に対し著しく信義に反する行為があったときは、当該参加者を失格とすることがある。

(3) 実施要領

別に定める「熊本市例規集システム更新等業務委託に係る公募型プロポーザル方式による選定手続実施要領」のとおり

1 2 受託候補者の選定等**(1) 受託候補者の選定**

- ア 11(2)による審査の結果、11(3)の実施要領に基づき算定した評価点が最も高かった参加者を受託候補者として選定する。
- イ 評価点が高点の者が複数ある場合は、評価項目について次に示す優先順位により比較し、より高い点数を得た参加者をもって受託候補者とする。
 - (ア) 現行システムからのデータ移行
 - (イ) システムの機能（管理機能）
 - (ウ) システムの機能（検索・閲覧機能）及びシステムの機能（出力機能）の合計点
 - (エ) システムの利用方法に関するマニュアルの作成及び研修の実施等
 - (オ) 例規データの更新
 - (カ) 紙例規集の作成及び更新
 - (キ) サーバの提供及びシステムの保守・運用支援
- ウ ア又はイにより選定した受託候補者について、辞退その他の理由で契約ができない場

合は、次点の者を受託候補者とする。

(2) 選定結果の通知

受託候補者の選定結果（受託候補者として選定しなかった場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(3) 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

ア 受託候補者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して受託候補者として選定しなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 3 その他の留意事項

(1) 選定手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、選定された受託者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(3) 参加表明書等、技術提案書等に関する事項

ア 参加表明書等の提出期限までに当該書類の提出がなかった場合は、選定手続参加者として認められないものとする。

イ 参加資格の通知がされた場合であっても、技術提案書等の提出期限までに当該書類の提出がなかった場合は、選定手続参加者として認められないものとする。

ウ 参加表明書等及び技術提案書等の作成及び提出並びにヒアリングの実施に係る費用は、提出者の負担とする。

エ 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、返却しない。

オ 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、受託者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、提出文書について熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）に基づく開示請求が行われた場合は、これを開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書等又は技術提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

キ 参加表明書等又は技術提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等又は技術提案書等を無効とし、選定手続参加資格の取消し、受託候補者選定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(4) 選定手続参加資格の確認を行った日の翌日から受託候補者選定までの間に、選定手続参加資格があると認めた者が選定手続参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する選定手続参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を

受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して選定手続参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (5) 受託候補者の選定から契約締結までの間に、選定された受託候補者が4に規定する選定手続参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

1 4 S u m m a r y

- (1) Name of outsourcing language :
Renewal 1 set of established rule collection system of Kumamoto City
- (2) Deadline for submitting bidding documents in person :
January 24th, 2017 (Tue) 5:00 p.m.
- (3) Deadline for submitting bidding documents via registered mail :
January 24th, 2017 (Tue)
- (4) Division in charge :
Legal Affairs Division, General Affairs Bureau, Kumamoto City
- (5) Language and currency used in bidding procedure :
Japanese language and Japanese Yen only

契 約 公 告 第 2 号
平 成 2 9 年 1 月 4 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	収集支援システム機器等賃貸借 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成28年12月1日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	69,209,640円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成28年10月21日